

○内閣府令第 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第九条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(風俗営業の許可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 申請者が個人である場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。)には、次に掲げる書類</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 法第四条第一項各号(第七号及び第十二号を除く。)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 「略」</p> <p>ニ 未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面(風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類(法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イ、ロ(法第四</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(風俗営業の許可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>ニ 未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面(風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類(法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イからハまでに</p>

条第一項第十三号に係る部分に限る。）、ホ及びへに掲げる書類）

五 申請者が個人の風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項、法第七条の二第一項若しくは法第七条の三第一項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、前号ロ及び二に掲げる書類

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

六 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号ロ（法第四条第一項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる書面及びその役員に係る次号へに掲げる書面（当該役員

掲げる書類）

五 申請者が個人の風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項、法第七条の二第一項若しくは法第七条の三第一項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類

イ 前号ロに掲げる書面

ロ 前号二に掲げる書類

六 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る次号ハに掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、

が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ホ及びへに掲げる書類（類）

七 申請者が法人である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 法第四条第一項第七号及び第十三号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 申請者と密接な関係を有する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面

ニ 申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し

ホ 「略」

ヘ 役員に係る法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 申請者が法人の風俗営業者である場合には、次に掲げる書類

イ 前号ロからニまで及びへに掲げる書類

ロ 申請者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）であるときは、定款

「九〇十一 略」

（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）

当該役員に係る次号ロ及びハに掲げる書面

七 「同上」

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ロ 「同上」

ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 申請者が法人の風俗営業者である場合には、役員に係る前号ハに掲げる書面

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「九〇十一 同上」

（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）

<p>第二十条 第四条第一項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。</p> <p>2 第四条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項の内閣府令で定める書類について準用する。</p>	<p>第二十条 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第
四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。